

チェック項目⑨	チェックの判断基準となる取組内容
<p>作業安全に配慮した適正な作業環境への改善（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）を行っている。</p>	<p>◆ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）における事業者向けチェックシート（P.8参照）に基づき取組の点検を行っており、「該当しない」以外は、すべて「実施」又は「今後、実施予定」となっている。</p> <p>上欄のチェックシートを用いない場合は、以下のいずれかに取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日頃から作業手順等を確認するとともに、危険性が高いと感じた事象を踏まえて、作業手順等を見直している。 ◆ 事故が発生した場合に備え、被害を最小限に抑えるための対応を行っている。 ◆ 営農上の行動範囲における危険箇所について、改善している又は表示板の設置等により明示している。 ◆ 危険性が高いと感じた事象を、従業員や作業受託者と共有している。 ◆ 回転部に巻き込まれないよう袖口がしまった服装をしたり、転倒・転落等の危険性がある作業時はヘルメットを着用する等、適切な保護具・服装を着用して作業を行っている。 ◆ 資機材等を初めて使用する時を含め、農業機械、器具等の取扱説明書の確認等を通じて、適正な使用方法や注意事項を理解し、実践している。
<p>取組に関する重要情報</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 作業機械による事故に加え、搾乳中、出荷時などに牛が予想外の動きを取ることなどによる事故が発生しています。 ◆ 未然に防ぐためには、以下の点が重要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械の点検等を行う際には、警告表示プレートを使用し、作業中であることを他者に伝える ・ 急な動作で牛を驚かさない、ヘルメットや安全靴の着用する 	

※参考：農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）における事業者向けチェックシート

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業） 事業者向け チェックシート

事業者名	
品目 (○を付ける。複数選択可)	米 / 畑作 / 露地野菜 / 施設園芸 / 果樹 / 酪農 / 肉用牛 / 豚 / 鶏 / その他 ()
記入者 氏名	
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

※GAPに取り込まれている方へ：2-③④⑤以外は、GAPの取組としても行われるべき事項です。本チェックシートを通して、これらの取組が実施できているか、改めてご確認ください。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 -：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる。	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	家族の話し合い、職場での朝礼や定期的な集會等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 (法令による義務の例) ・トラックで公道を走行するときは、作業機を含めた車輻等の条件に応じて、大型特殊自動車免許等を取得した者とする(道路交通法第85条等) ・労働者をフォークリフトの運転業務に就かせるときは、最大荷重に応じて、技術講習を修了した者とするか、特別教育を実施する(労働安全衛生法第59条第3項等)	
1-(2)-②	農業機械や農薬等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	

1-(2)-④	健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	GAPの取組を行ったり、作業安全対策に知見のある第三者等によるチェックを受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や農薬など危険性・有害性のある資材を適切に保管する。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	機械・器具等の危険箇所を特定して改善・整備し、安全な作業手順、作業動作、使用方法等を明文化又は可視化して全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-③	現場の作業環境の危険箇所を予め特定し、改善・整備や掲示等による注意喚起を行う。	
1-(4)-④	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える。	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(①事故直後の救護・搬送、連絡、②その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事できなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

チェック項目⑩	チェックの判断基準となる取組内容
<p>農薬の適正な使用・保管を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項、被害防止方法等を確認している。 ◆ ラベルの表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用している。 ◆ 隣接地に他作物がある場合には、飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努め、周りに影響が少ない天候や時間帯を選択して散布を行っている。 ◆ 住宅地に近接する農地の場合には、周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知している。 ◆ 複数の薬剤を使用する場合には、器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄している。 ◆ 鍵のかかる保管庫に農薬を保存する等、適切に管理を行っている。 ◆ 誤飲・誤食等を防ぐため、別容器への農薬の移し替えを行わないようにしている。
<h3>取組に関する重要情報</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農薬を使用する際には、確認作業が重要です。 ◆ 確認不足や思い込みにより間違った農薬、期限切れの農薬を使用しないよう、また、間違った使い方をしないようにしましょう。 	

チェック項目⑪	チェックの判断基準となる取組内容
<p>農薬の使用状況等の記録を保存している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農薬の使用に当たっては、使用日、使用場所、使用した農作物、使用した農薬の種類又は名称、単位面積当たりの使用量又は希釈倍数等を記録している。 ◆ 作成した記録は、一定期間、適切に保存している。

取組に関する重要情報

- ◆ 農薬の使用状況を記録することは重要です。記録は、農薬を適正に使用したことを示すことになり、農薬の在庫管理にも繋がります。保管期間は、作付け終了後1～3年ほどを目安に、万が一の際の使用履歴の照会に対応できるような期間で設定しましょう。

チェック項目⑫	チェックの判断基準となる取組内容
<p>病害虫・雑草が発生しにくい生産条件（作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等）を整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自己所有地の雑草、残さ等の除去を行っている。 ◆ 飼料生産に影響を及ぼしそうな自己所有の土地以外の雑草繁茂、残さ等の状況を把握している。

ご存じなければ、下記URLより御確認ください。

取組に関する重要情報

- ◆ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の考え方が重要です。特に、飼料作物では登録されている薬剤は少ないため、草勢の維持、耕うん、雑草の抜き取り、放牧圧を高める管理等耕種的防除が中心的技術となります。

①農林水産省Webサイト https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/

②農薬工業会Webサイト https://www.jcpa.or.jp/qa/a6_05.html

③（一社）日本植物防疫協会Webサイト <https://www.jppe.or.jp/technorogy/byogaichu/ipm>



チェック項目⑬	チェックの判断基準となる取組内容
<p>肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 肥料の使用に当たっては、施肥場所（ほ場名等）、施肥日、肥料の名称、施肥量、施肥方法（散布機械の特定を含む）、作業者名を記録している。 ◆ 作成した記録は、一定期間、適切に保存している。
<p>取組に関する重要情報</p>	
<p>◆ 肥料や堆肥の使用状況と作物の生育状況を比較することで次作の施肥設計の参考とすることができるほか、生産した飼料の品質に問題が生じた際には、記録が原因追及の一助となります。保管期間は、作付け終了後1～3年ほどを目安に、万が一の際の使用履歴の照会に対応できるような期間で設定しましょう。</p>	

<p>チェック項目⑭</p>	<p>チェックの判断基準となる取組内容</p>
<p>家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。</p>	<p>◆ 以下の全ての取組を実践できるよう内容を認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい証明書（誤った記載事項が無いなど）が添付された精液・受精卵であることを確認して使用しているなど家畜改良増殖法を遵守すること。 ・精液・受精卵の譲渡契約（譲渡・利用できる範囲（国内又は県内など）、譲渡・利用の目的（繁殖用牛又は肥育牛生産用など））を遵守すること。
<p>取組に関する重要情報</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 正しい証明書が添付されていない精液や受精卵を譲渡・使用（注入・移植）することは不正行為です。 ◆ 他人の飼養する雌畜への家畜人工授精等は、獣医師又は家畜人工授精師の資格が必要です。 ◆ 精液・受精卵を他者に譲渡する（無償も含む）ために保存している場合は、家畜人工授精所の開設許可が必要です。 ◆ 和牛の精液は、譲渡契約により国内（県有牛の場合は県内の場合もある）での使用に制限されています。使用にあたっては、契約書や事業者のホームページ等により使用者の範囲や使用目的を確認しましょう 	